

水浴場水質判定基準

1. 「判定基準」については、以下の表に基づき次のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、CODまたは透明度のいずれかの項目が、表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度の項目ごとに、「水質AA」、「水質A」、「水質B」または「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」または「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」または「水質C」となった水浴場を「可」とする。

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透 明 度
適	水質AA (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全 透 (または 1m 以上)
	水質A	油膜が認められない	2mg/L 以下 (湖沼は 3mg/L 以下)	全 透 (または 1m 以上)
可	水質B	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m未満 ~50 cm以上
	水質C	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m未満 ~50 cm以上
不適	1,000 個/100mL を超えるもの	常時油膜が認められる	8mg/L 超	50 cm未満*

- (注) ・ 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 ・ 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
 ・ CODの測定は日本工業規格 K0102 の 17 に定める方法(酸性法)による。
 ・ 透明度(*の部分)に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については、次の(1)または(2)のいずれかに該当する水浴場とする。

- (1) 「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400 個/100mL を超える測定値が 1 以上あるもの。
- (2) 油膜が認められたもの。